居宅介護支援・介護予防支援事業重要事項説明書

令和8年6月1日現在

１．うつくしの里居宅介護支援事業所の概要

（１）事業所の名称、所在地等

事業所名	うつくしの里居宅介護支援事業所
所在地	松本市大字里山辺字藤井９１０－１
介護保険事業所番号	2070200221
通常の事業の実施地域	松本市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（２）事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	１名(兼務)		１名
介護支援専門員	４名		４名以上
事務職員	１名(兼務)		１名

（３）営業日、営業時間

営業日　　月曜日　～　土曜日

ただし、国民の祝日、年末年始　１２月３０日～　１月　３日を除く

営業時間　　午前８時３０分　～　午後５時３０分

（土曜日については職員１名が対応いたします。）

２４時間連絡のつく体制をとっています。

２．居宅介護支援・介護予防支援事業の内容、提供方法

（１）居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

②当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を中立公平に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかの可否を区分したうえで、その種類、内容、利用料、当該事業所をケアプランに位置付けた理由について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

⑤その他、居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（２）経過観察・再評価

①利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。

②居宅サービス計画・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画・介護予防サービス計画変更の支援、要介護・要支援認定区分変更申請の支援等必要な対応をします。

３．利用料金

（１）利用料

利用料金は全額介護保険から給付されるため、利用者の自己負担はありません。

※給付制限

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が事業者に支払われない場合があります。
その場合、一旦１カ月当り次の料金をいただき、サービス提供証明書を発行しますので
後日サービス提供証明書を市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

（２）交通費

通常の事業の実施地域（松本市）にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するために次の交通費実費が必要となります。

１㎞当り　　１０円

（３）キャンセル料

いつでも契約を解約することでき、キャンセル料は一切かかりません。

（４）支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月１０日までに前月分の請求をいたしますので、一週間以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、指定金融機関への振込が原則ですが、現金でもお支払い可能です。
契約時にご相談いたします。

４．当事業所の居宅介護支援、介護予防支援の運営方針

＜運営方針＞

利用者が居宅において、その有する能力に応じた日常生活が営めるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように努めます。
利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供される指定居宅サービス・指定介護予防サービス等が特定の種類、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、複数の事業所の紹介や当該事業所を居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であり、公正中立に行います。

５．秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
また、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者から同意を得た上でこれを行います。

６．事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援・介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

７．サービス内容に関する相談・苦情

居宅介護支援・介護予防支援に関する相談、要望、苦情等は担当介護支援専門員か下記窓口までお申し出ください。

当事業所の相談窓口	担　当	澤野　麻由子	
電話番号・受付時間	３９－２２５５	月曜日～金曜日	午前８：３０～午後５：３０
松本市役所高齢福祉課	３４－３２１３	月曜日～金曜日	午前８：３０～午後５：１５
国保連合会苦情窓口	０２６－２３８－１５８０	月曜日～金曜日	午前８：３０～午後５：００

うつくしの里居宅介護支援事業所では、皆様からのご相談、ご要望、苦情等の解決に次のように取組みます。また、万が一不利益な扱いを受けた場合は、責任ある対応をとりますので苦情解決責任者までお申し出ください。

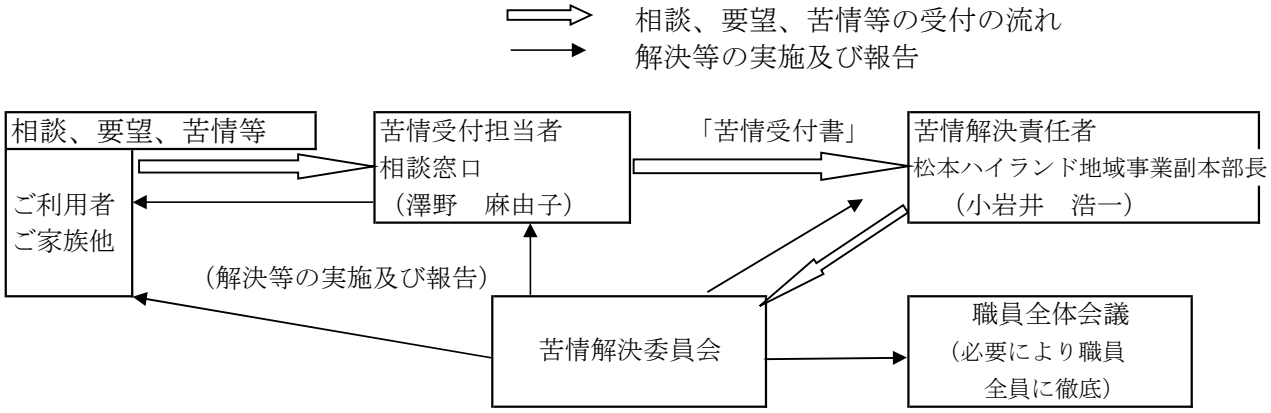

８．当法人の概要

（１）名称　　社会福祉法人ジェイエー長野会

（２）代表者　　上原　孝義

（３）施設、拠点

①介護老人福祉施設	１２施設	⑦通所介護	１３ヶ所
②短期入所生活介護	９ヶ所	⑧訪問介護	９ヶ所
③養護老人ホーム	２ヶ所	⑨訪問看護	１ヶ所
④認知症対応型共同生活介護	５ヶ所	⑩居宅介護支援事業所	１０ヶ所
⑤小規模多機能型居宅介護	４ヶ所	⑪地域包括支援センター	３ヶ所
⑥障がいサービス	２ヶ所		

9.　当事業所の居宅介護支援におけるケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通り。

居宅介護支援・介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和　年　月　日

事業者

所在地　　松本市大字里山辺字藤井９１０－１

名　称　　うつくしの里居宅介護支援事業所

説明者　　所属　　うつくしの里居宅介護支援事業所

氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　住所

氏名

代理人　　住所

氏名

利用者との続柄（　　）